

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	道路事業					
地区名	一般県道荻原巨海線 <small style="font-size: small;">おぎわらこみ</small>					
事業箇所	西尾市市子町地内 <small style="font-size: small;">いちご</small>					
事業のあらまし	<p>一般県道荻原巨海線は、西尾市吉良町の中心部を起点として巨海町に至る路線であり、地域の南北交通を支える主要地方道西尾吉良線や主要地方道豊田一色線と接続する、地域の東西交通を支える重要な路線である。また、並走する一般国道 247 号や一般県道蒲郡碧南線等に対する補助的な路線であり、両路線の主要渋滞箇所である「熱池町交差点」とも近接している。</p> <p>さらに、本事業区間の周辺に福地南部小学校や福地中学校、特別養護老人ホームが位置しており、本事業区間周辺が通学路に指定されているが、狭小な未改良区間が残されている他、線形が不良であり、円滑な交通の妨げとなっている。</p> <p>このことから、あいち社会資本整備方針の内「地域の活性化」及び「交通事故対策の推進」に基づき、道路幅員の拡幅や線形の改良のため、バイパス工事が進められてきた。</p> <p>本事業区間の前後区間は 2 車線改良済みであるが、当該区間は前後区間を繋ぐ重要な箇所であることから、一般県道荻原巨海線の新設を行うものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>「あいち社会資本整備方針 2025 11 の取組方針」より</p> <p>①地域の活性化（主要な渋滞箇所の渋滞緩和）</p> <p>②交通事故対策の推進（交通弱者に対する安全性向上）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	9.7 億円		□工事費 6.2 億円、□用補費 2.8 億円、□その他 0.7 億円			
事業期間	採択予定年度	2025 年度	着工予定年度	2026 年度	完成予定年度	2035 年度
事業内容	車道拡幅（延長：0.7km、車線数：2 車線、幅員：12.0m）					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>①地域の活性化（主要な渋滞箇所の渋滞緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本路線は一般県道蒲郡碧南線の補助的な路線であり、主要地方道豊田一色線と一般県道蒲郡碧南線の主要渋滞箇所である「熱池町交差点」と近接していることから、本事業区間の整備を進めることで、この渋滞解消に資するものである。 <p>②交通事故対策の推進（交通弱者に対する安全性向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業区間の周辺には福地南部小学校及び福地中学校、特別養護老人ホームが位置しており、本事業区間周辺を通学路として利用されていることから、交通安全対策を講じる必要がある。 <p>○都市計画決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該路線は、「都市計画道路 3・5・42 徳永富田線」として都市計画決定されている。 				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内道路の安全かつスムーズな交通環境確保のため必要な事業である。 			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>2030</th> <th>2031</th> <th>2032</th> <th>2033</th> <th>2034</th> <th>2035</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="7">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構造物工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="7">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・舗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="7">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費（億円）</td> <td colspan="4">5.3</td> <td colspan="4">4.4</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table>													2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	合計	工種 区分	調査・設計	←→											用地補償		←→										工事												・土工				←→								・構造物工				←→									・舗装工				←→									事業費（億円）	5.3				4.4				9.7
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	合計																																																																																																		
	工種 区分	調査・設計	←→																																																																																																											
		用地補償		←→																																																																																																										
工事																																																																																																														
・土工					←→																																																																																																									
・構造物工					←→																																																																																																									
	・舗装工				←→																																																																																																									
	事業費（億円）	5.3				4.4				9.7																																																																																																				
2) 地元の合意形成	・地元自治体より早期整備の要望を受けている。																																																																																																													
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																																																																												
	【理由】	・円滑な事業環境が整っており、計画の実効性が確保されている。																																																																																																												
III 対応方針																																																																																																														
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																																																																																													
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																																																														
■対象（事業完了後 年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・交通の円滑化状況																																																																																																														